# 公衆浴場（その他2号）のてびき



2026年10月

町田市保健所
生活衛生課 環境衛生係

〒１９４－００２１　東京都町田市中町２－１３－３　保健所中町庁舎
電　話　　０４２（７２２）７３５４（直通）
ファックス　０４２（７２２）３２４９

# 公衆浴場の定義

公衆浴場法の第１条で定めている「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいいます。

# 公衆浴場の種類

- 普通公衆浴場・・・・いわゆる銭湯
  （町田市条例第２条第１項）
  同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの。

- その他の公衆浴場

  公衆浴場（その他１号）・・・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第２条第６項第１号該当する個室公衆浴場
  （町田市条例第３条第２項第１号）

  **公衆浴場（その他２号）・・・日帰り入浴施設、ヘルスセンター、スポーツ施設付帯の浴場、サウナ、岩盤浴、酵素風呂等上記以外の浴場**
  **（町田市条例第３条第２項第２号）**

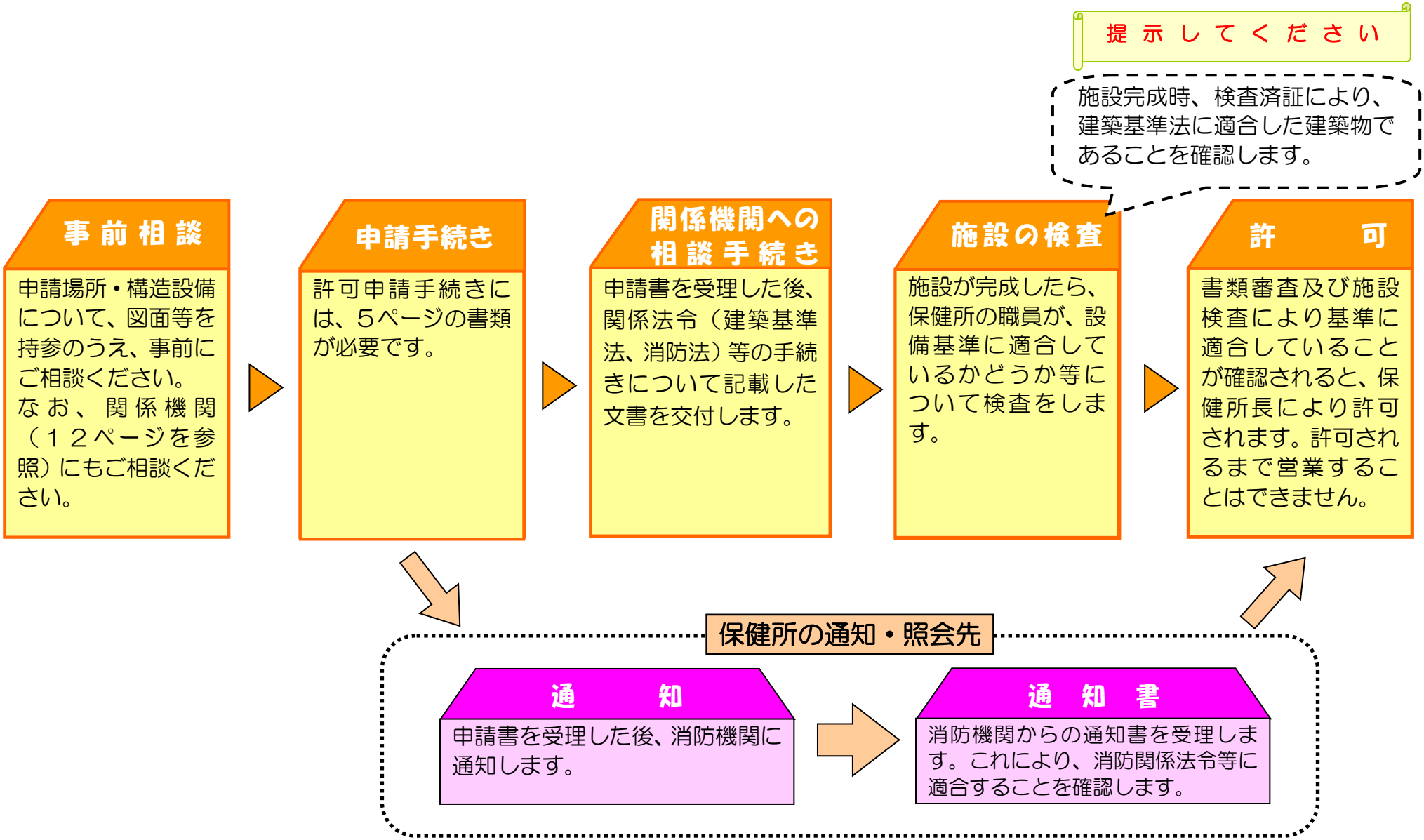


# 許可申請編

～目次～

公衆浴場（その他２号）許可までの手続き　・・・・・・・4
許可申請時に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
構造設備基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
関係機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

# 公衆浴場（その他２号）許可までの手続き



# 許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

**【許可申請時に必要な書類等】**

- 公衆浴場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
- 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- 給排水設備の配置図、系統図
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）※６か月以内に発行されたもの（原本確認）
- 申請手数料　30,600 円

**【検査時に必要な書類等】**

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）

  ※ 施設完成後、検査時に確認



# 構　造　設　備　の　概　要


1　区画について →7 ページ

2　浴室について →7 ページ

3　浴槽を設ける場合 →7 ページ

4　浴槽水を循環させる場合 →8 ページ

6　屋外に浴槽を設ける場合 →9 ページ

7　脱衣室について →10 ページ

5　サウナを設ける場合 →9 ページ

8　便所について →10 ページ

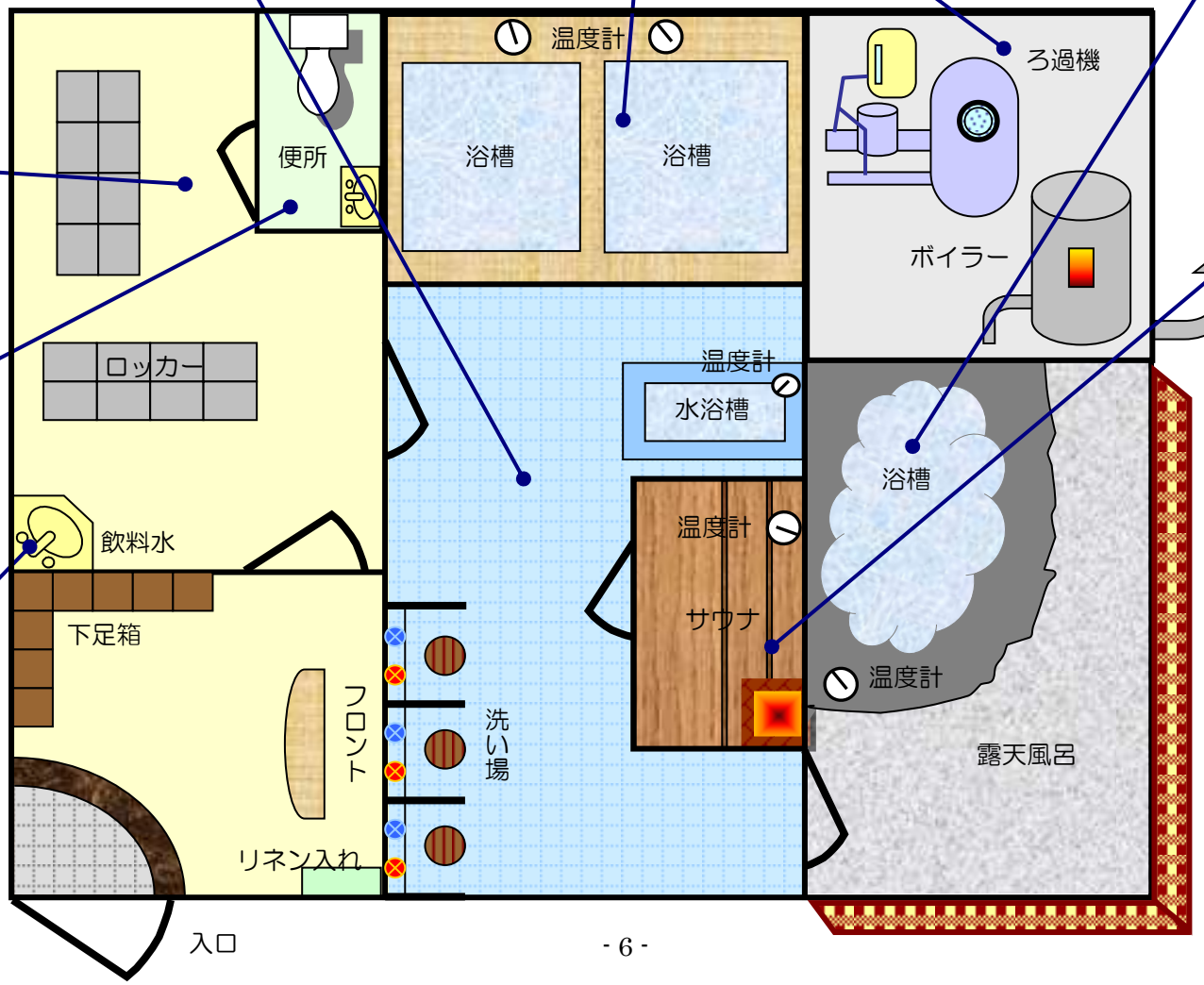
10　保温について →10 ページ

11　換気について →10 ページ

9　照明について →10 ページ

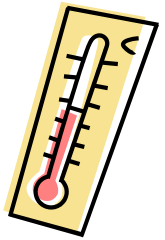
12　飲料水について →10 ページ

13　その他 →11 ページ

【　】内、根拠欄の見方
条　：「町田市公衆浴場法施行条例」のこと
（例：条 1-1-(1)とは、条例第１条第１項第１号をいいます。）
運用：町田市公衆浴場法施行条例等の運用基準





## 1　区画等

□ 下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設けること。【条 3-1-(16)】

□ 脱衣室及び浴室は、それぞれ男子用及び女子用に区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。【条 3-1-(18)】

○ 男女の境界の障壁の高さは、おおむね 1.8m 以上とすること。【運用】

## 2　浴室

□ 浴室は、適当な広さのものを設けること。【条 3-2-(2)エ】

○ 洗い場の最低面積は、入浴者１人当たり 1.1 ㎡程度とすることが望ましい。【運用】

□ 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-(27)】

□ 浴室内には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。【条 3-2-(2)オ】

□ 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-(29)】

## 3《浴槽を設ける場合》

□ 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備を設けること。【条 3-1-(31)】

○ 浴槽の最低床面積は、入浴者１人当たり 0.7 ㎡程度とすることが望ましい。【運用】

○ 浴槽の壁面に石板等を貼付ける場合は、裏面に停滞水の発生しない工法・構造とすること。【運用】

○ 岩風呂等で浴槽に凹凸がある場合又は浴槽内若しくは浴槽水の流入経路にラジウム鉱石等を置く場合は、容易に清掃できる構造とすること。【運用】

○ 浴槽並びに循環配管系統、水位計配管及び連通管等は停滞水が生じないよう、完全に排水できる構造とすること。【運用】

□ 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-1-(33)】

○ 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握するため、熱交換器や給湯口等の付近に設置しないこと。【運用】

## 4《ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合》

### 【ろ過機・集毛器】

□ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次に掲げる構造設備の基準によること。【条 3-1-(34)】
□ ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。【条 3-1-(34)ア】
　○ ろ過器は、１時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【運用】
　○ 集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【運用】
□ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。【条 3-1-(34)イ】
　○ ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が容易に行える構造であること。【運用】

### 【再利用の禁止】

□ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条 3-1-(34)ウ】
□ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 3-1-(34)エ】
　○ 浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。【運用】

### 【入浴者の保護】

□ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-(34)オ】
　○ 循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつの発生しない方法で補給する等の措置を講じること。【運用】
□ 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-(34)カ】
　○ 循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。【運用】

### 【気泡発生装置等】

□ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。【条 3-1-(34)キ】
　○ 点検、清掃が容易に行える構造とし、内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう排水できる構造とすること。【運用】
　○ 空気取入口は土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難い場合は取入口にフィルターを設置すること。【運用】

## 5《サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気による入浴設備)を設ける場合》

□ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条3-2-⑵キ】

○ 温度計は、室内だけでなく室外からも容易に確認できる位置に設置すること。【運用】

○ サウナ室の床面は清掃が容易に行える構造であること。また、清掃の際に使用される水が完全に屋外へ排水できる排水口を設けること。【運用】

○ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、入浴者に接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【運用】

○ サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【運用】

○ サウナ室には、危害予防の趣旨から、施設の状況を踏まえ、必要に応じて次のような措置を講じること。【運用】

◇ 出入口の扉は開閉に支障が生じないよう、扉はノブ等で操作するラッチや施錠の設備等を設けない構造とし利用の前後や清掃等の際に扉やその周囲について点検・整備を行うこと。

◇ 容易に内部の状態が見透しできる窓を設けること。

◇ 利用者に緊急を要する事態等が発生した際に、利用者が施設従業員等に通報するための設備（非常用ブザー、直通電話機等）を設け、サウナ室の利用時は常に使用できる状態にしておくこと。

◇ 利用者からの通報先となる場所に施設従業員等が常駐すること。

○ 入浴者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の利用方法（１１ページに例示）を明示すること。【運用】

○ 水浴槽を設ける場合は、入浴者がサウナ室から出てすぐに水浴槽に入ると危険を伴うので、水浴槽の利用方法（１１ページに例示）を明示すること。【運用】

## 6《屋外に浴槽を設ける場合》

□ 屋外に浴槽を設けるときは、次の規定に準じた構造とすること 。【条3-2-⑵ク】

□ 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。【条3-1-(32)ア】

□ 屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。【条3-1-(32)イ】

□ 屋外には、洗い場を設けないこと。【条3-1-(32)ウ】

□ 屋外の浴槽は、それぞれ男子用及び女子用に区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。【条3-1-(32)エ】

○ 浴槽の最低床面積は、入浴者１人当たり0.7㎡程度とすることが望ましい。【運用】

○ 浴槽の周囲は、汚水が滞留しないような構造とすること。【運用】

## 7 脱衣室

□ 適当な広さのものを設けること。【条 3-2-⑵イ】

○ 脱衣室の最低面積は、入浴者１人当たり 1.1 ㎡程度とすることが望ましい。【運用】

□ 床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。【条 3-1-⑽】

□ 入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条 3-2-⑵ウ】

## 8 便所

□ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設けること。【条 3-2-⑵ケ】

□ 流水式手洗いを備えること。【条 3-2-⑵ケ】

## 9 照明

□ 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにすること。【条 3-1-⑴】

## 10 保温

□ 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条 3-1-⑵4】

## 11 換気

□ 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条 3-2-⑵カ】

## 12 飲料水

□ 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。【条 3-1-⑶9】

□ 飲料水の水質については、水道法第４条第１項各号に掲げる要件について、それぞれ水質基準に関する省令に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条 3-1-⑶9】

○ 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置することが望ましい。【運用】



### 13 その他

□ 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条3-2-(2)ア】
　○　履物の保管設備は、必ずしも下足場にあることを要しない。【運用】
□ 貯水槽及び調節槽は、蓋付きとすること。【条3-1-(35)】
□ 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること。【条3-1-(36)】
□ かまは、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。【条3-1-(37)】
□ 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を設けること。【条3-1-(38)】
□ 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条3-1-(40)】
　○　タオル、パンツ、ガウン等を入浴者に貸与する場合は、専用の保管設備を設けること。【運用】

# サウナ・水浴槽の利用方法に関する掲示例

## サウナ室等の利用方法（例）

サウナ風呂をご利用の皆様へ

1　次の方は入浴を御遠慮ください。
（1）医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
（2）心臓に異常のある方
（3）ひどく疲れている方
（4）酒気を帯びている方

2　他の入浴者に迷惑をかける行為は、ご遠慮ください。

3　浴室及びサウナ室で次の行為は、おやめください。
（1）喫煙
（2）新聞、雑誌等の持ち込み
（3）飲食物の持ち込み

4　メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますので御注意ください。

## 水浴槽の利用方法（例）

水浴槽をご利用の皆様へ

1　心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
2　水浴する前には必ず足元、ヒザ、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。



# 関係機関一覧

| | |
|---|---|
| **建物の建築（建築確認等）について** | **建築基準法** |
| 町田市　都市づくり部　建築開発審査課　建築審査係（町田市庁舎８階）<br>民間の建築確認検査機関 | 電話：042-724-4413（直通） |
| **用途地域に関して** | **都市計画法** |
| 町田市　都市づくり部　土地利用調整課　土地利用係（町田市庁舎８階） | 電話：042-724-4254（直通） |
| **消防（消防設備の設置、維持ならびに検査等）について** | **消防法、火災予防条例** |
| 町田消防署　（町田市本町田２３８０番地３） | 電話：042-794-0119（代表） |
| **飲料水貯水槽・飲用井戸等を設けて給水する場合** | **水道法等** |
| 町田市保健所　生活衛生課　環境衛生係（保健所中町庁舎） | 電話：042-722-7354（直通） |
| **飲食の提供について** | **食品衛生法** |
| 町田市保健所　生活衛生課　食品衛生係（保健所中町庁舎） | 電話：042-722-7254（直通） |

## 井戸の設置、揚水量の報告等について　　環境確保条例、温泉法等

| | 担当機関 |
|---|---|
| ・井戸の設置・揚水量報告等 | 町田市　環境資源部　環境共生課（町田市庁舎７階）　電話：042-724-2711（直通） |
| ・地下水の揚水・利用について<br>・温泉法(掘削、動力)に関すること | 東京都環境局 自然環境部　水環境課　地下水管理担当<br>（東京都庁第二本庁舎）　電話：03-5388-3547（直通） |
| ・温泉法(浴用利用)に関すること | 町田市保健所　生活衛生課　環境衛生係（保健所中町庁舎）　電話：042-722-7354（直通） |

## 排水・下水・浄化槽などについて　　下水道法等

| | 担当機関 |
|---|---|
| ・排水を公共下水道に放流する場合 | 町田市　下水道部　下水道管理課（町田市庁舎８階）　電話：042-724-4328（直通） |
| ・水質汚濁防止法に係る相談・届出等 | 町田市　環境資源部　環境共生課（町田市庁舎７階）　電話：042-724-2711（直通） |
| ・浄化槽を設置する場合 | 町田市　下水道部　下水道整備課　浄化槽係（町田市庁舎８階）電話：042-724-4306（直通） |

## 深夜営業(騒音など)について

町田市　環境資源部　環境共生課（町田市庁舎７階）　電話：042-724-2711（直通）

## 組合について

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合（東京都千代田区東神田 1-10-2）　電話：03-5687-2641

温泉水（タンクローリー等で運んできたものを含む）を利用したい＆利用している場合には。

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。
「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に関係機関（上記参照）へご相談下さい。

# 維持管理編

～目次～

日常の衛生管理について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
循環式浴槽のレジオネラ対策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
公衆浴場の各種申請・届出手続きなどについて　・・・・・・・・・18

# 公 衆 浴 場 の 維 持 管 理

## ◆日常の衛生管理について

【　】内、根拠欄の見方
条　　：町田市公衆浴場法施行条例
（例：条 1-1-(1)とは、条例第１条第１項第１号をいいます。）
細則　：町田市公衆浴場法施行細則
運用　：町田市公衆浴場法施行条例等の運用基準

| | |
|---|---|
| 清潔保持、清掃 | • 常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下は、１日１回以上清掃又は洗浄を行うこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる浴槽にあっては、１週間に１回以上清掃を行うこと。【条3-1-(2)】<br>• 洗いおけ、腰掛け等入浴者が直接利用する設備は、１日１回以上清掃又は洗浄を行うこと。【条3-1-(2)】<br>• 脱衣室及び便所は、毎月１回以上消毒を行うこと。【条3-1-(3)】<br>• ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月１回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。【条3-1-(4)】 |
| 浴槽水 | • 常に満杯を保つこと。【条3-1-(7)】<br>• １日１回以上換水すること。ただし、ろ過器を使用して循環させる浴槽水にあっては、１週間に１回以上換水すること。【条3-1-(8)】<br>• ろ過機を使用する場合であっても、気泡発生装置等を設けたり、温泉、薬湯等を使用したり、設備上、水質の維持が困難である場合には、毎日換水すること。【運用】<br>• 浴槽水や循環配管内の水だけでなく、連通管（浴槽同士をつなげている管）や水位計の配管など浴槽につながる管内全ての水を抜くことが望ましい。【運用】 |
| 浴槽水の<br>水質検査、水質基準 | • 浴槽水の水質検査は１年に１回以上行うこと【条3-1-(8)の2】【細則】<br>• 「公衆浴場における水質基準等に関する指針」の検査方法により、浴槽ごとに実施すること。【運用】<br>• 水質基準は以下のとおりとすること。【条3-1-(6)】<br>濁度は、５度以下<br>過マンガン酸カリウム消費量は、２５ｍｇ/Ｌ 以下<br>大腸菌数は、１個/ｍＬ 以下<br>レジオネラ属菌は、検出されないこと。 |
| 湯栓・シャワー | • 定期的に点検を行うとともに、使用頻度に応じて、通水やシャワーヘッド等の清掃・消毒を行うことが望ましい。【運用】<br>• 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。【条3-1-(7)】<br>• 井戸水を使用している場合は１年に１回水質検査（色度、濁度、ｐＨ値、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、大腸菌、レジオネラ属菌）を実施することが望ましい。【運用】 |

| | |
|---|---|
| 調節槽 | • 調節槽を使用するときは、調節槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、清掃を１年に１回以上、消毒を１週間に１回以上行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【条3-1-(10)の2】【細則】<br>• 点検、清掃は貯湯槽の管理（１６ページ）に、消毒方法は配管の管理（１７ページ）に準じて行うこと。【運用】 |
| 貯湯槽 | • 貯湯槽内の湯温を６０℃以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。【条3-1-(9)イ】【細則】<br>• １年に１回以上、定期的に内部の清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。【条3-1-(9)ア】【細則】<br>• 土ぼこりが混入しないよう、密閉状況、破損箇所の有無、及び生物膜の形成などによる内部の汚れの状況等を確認するため、定期的に点検を実施すること。【運用】 |
| 貸与品 | • タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者１人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）を貸与するときはこの限りではない。【条3-1-(13)】<br>• 使用前のものと使用後のものは明確に区分して処理できるようにすること。【運用】 |
| 管理者 | • 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として、営業施設ごとに管理者を置くこと。【条3-3】 |
| 記録の保管 | • 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。【条3-1-(11)】 |
| 採光・照明・換気<br>排水・温度 | • 換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じること。【法3-1】<br>• 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において２０ルクス以上の照度を有するようにすること。【条3-1-(1)】<br>• 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。【条3-1-(5)】<br>• サウナ設備を設ける場合、室内温度を常時把握し、温度計及び温度調節装置等は定期的に点検すること。【運用】 |
| 善良な風俗等 | • 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽に汚れを持ち込まないための入浴者への注意喚起を掲示すること。【運用】<br>• 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。【条3-1-(12)】<br>• ７歳以上の男子及び女子を混浴させないこと。【条3-1-(14)】<br>• 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。【条3-1-(15)】<br>• アルコール販売については入浴後の取り扱いとし、脱衣室及び浴室において行わないこと。【運用】 |

# ◆循環式浴槽のレジオネラ対策について

浴槽水の水質基準に適合し、レジオネラ属菌を発生させないためには、基準に合った構造設備と、適切な維持管理が必要です。構造設備基準については８ページをご参照ください。

| | |
|---|---|
| ろ過器等※ | • ろ過器は１週間に１回以上、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。【条3-1-(10)ア】【細則】<br>• 砂ろ過式のろ過器の逆洗浄を行う場合は、ろ材表面の汚れ等を確実に除去するため、砂が十分に撹拌されるよう水流を調節し、効果的に行うこと。【運用】<br>• 逆洗浄ができないろ過器については、ろ材の交換等を適切に行い、生物膜の形成及び汚れの蓄積防止に努めること。【運用】<br><br>※「ろ過器等」とは、ろ過器を使用して浴槽水を循環している場合以外に、ろ過器を使用せず、加温装置のみを経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置を有するものも含む。【運用】 |
| 配管・集毛器等 | • 浴槽水を循環させるための配管は、１週間に１回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。【条３－１－(10)イ】【細則】<br>→ 例） 遊離残留塩素濃度を５～１０㎎/Ｌ程度に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法【運用】<br>６０℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法【運用】<br>• ヘアキャッチャー（集毛器）は、１日１回以上、清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。【条3-1-(10)ウ】【細則】 |
| 浴槽水 | • 浴槽水は塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度を０．４㎎/Ｌ以上に保つこと。【条3-1-(10)エ】<br>• 使用中は遊離残留塩素濃度を適宜確認し、このとき１．０㎎/Ｌを超えないことが望ましい。【運用】<br>• 遊離残留塩素濃度を０．４㎎/Ｌ以上に保つことが困難な場合には次のいずれかにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。【条3-1-(10)エ】<br>〇塩素系薬剤による消毒とその他の方法※による消毒とを併用する方法。【細則】<br>※オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、光触媒など。ただし残留性がないため、必ず塩素剤による消毒と併用すること。【運用】<br>〇モノクロラミンによる消毒。（その濃度が 3mg/L 以上になるように保つものに限る。）【細則】<br>• 塩素消毒が困難な泉質の温泉や浴用剤の使用にあっては、循環設備を使用しない（いわゆる掛け流し方式）ことが最も望ましい。【運用】 |

# 公衆浴場の各種申請･届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

### ◆ 新規営業許可申請 《施行規則 第1条》

- 新規公衆浴場施設の建築
- 営業者の変更（事業を譲渡した場合は承継届）
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

必要書類
＊「許可申請時に必要な書類[５ページ]」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

### ◆ 変更届 《施行規則 第4条》

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談下さい。）
- 管理者の変更　　等

必要書類
＊変更届
＊変更した内容のわかる書類
［履歴事項全部証明書（発行後６か月以内）や施設設備図面等］

※変更後１０日以内に届出をしてください。

### ◆ 承継届 《施行規則 第1条の2、第2条、第3条、第3条の2》

- 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- 開設者（法人）が合併、または分割により承継した。
- 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

※　相続、承継した後、遅滞なく（６０日程度）届出をしてください。

必要書類
＊　公衆浴場営業承継届
【個人相続の場合】
＊　戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書
＊　承継人の全部事項証明書
＊　相続人全員の相続同意書（相続人が２人以上の場合）
＊　地位承継資格の確認書
【法人合併/分割の場合】
＊　登記事項証明書(合併又は分割登記後)
＊　定款又は寄附行為の写し
【事業譲渡の場合】
＊　営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
＊　登記事項証明書（法人の場合）
＊　定款又は寄付行為の写し（法人の場合）

### ◆ 廃止(停止)届 《施行規則 第4条》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

※廃止（停止）後１０日以内に届出をしてください。